

理事、監事及び評議員に対する報酬等の基準

理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝田寮（以下「この法人」という。）の定款第八条及び二一条の規定に基づき理事、監事及び評議員の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等のうち常勤の者に対しては、報酬を支給しない。

2 前項の規定は、役員等のうち非常勤の者に対して職務遂行の対価として、法人の会議に出席した場合、1回につき3,000円を支給する。

(費用)

第4条 役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、この法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、第一回定時評議員会の決議により施行する。

1 平成29年 6月16日施行